

岐阜県警による不当な調査・監視 ・情報漏えいに対する私たちの見解

2014年9月5日

当事者4名列記

及び

弁護士法人ぎふコラボ

2014年7月24日付け朝日新聞朝刊の報道によって、岐阜県警(大垣警察)が大垣市上石津町に計画されている風力発電事業に関連して、私たち地域住民、市民活動家、法律事務所を不当にも調査の対象とし、継続的に監視を行い、プライバシー情報を含む個人情報を収集し、その得た個人情報を事業主体である私企業(シーテック社)に対して、「意見交換」の名のもとに漏えいしていたことが明らかとなりました。シーテック社の計画する風力発電事業は、国も推進する事業であり、警察の行為は、まさに国策に反対する住民運動・市民運動つぶしと言ってよいものです。

私たちは、このような警察及びシーテック社の行為に強い憤りを感じ、この間、次のような取り組みを行ってきました。

上鍛冶屋自治会による公開質問状の提出(県警本部長、県知事)

抗議・要求書の提出(県警本部長、公安委員会)

抗議・要求書の送付(シーテック社、中部電力岐阜支店)

また、私たちの個人情報がどの程度収集されているのかを知るために、条例にもとづいて県警本部長に対して個人情報開示請求を行いました。

しかし、公開質問状及び抗議・要求書に対しては、その回答期限を過ぎても、警察からもシーテック社からも何の返答もありません。だんまりを決め込んでいるとしか言えない状況です。

また、個人情報開示請求に対しては、「警察の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがある」という理由で、その存否自体の回答を拒否してきました。

私たちは、いずれの対応にも全く納得ができません。

県警は「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」という大義名分でもって、私たちに関する情報の収集・監視活動を正当化しようとしています。私たちの活動が「公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼすというのでしょうか。そもそも、地域住民が地域の環境問題に深い関心をもって学習会などの活動を行うことや、市民が社会的な問題について意思表示をし活動することや、そしてそうした住民・市民と結びついて公益的な活動を担おうとする法律事務所のあり方は、日本国憲法で保障されるものであることは疑いの余地がありません。具体的には、13条の幸福追求権、19条の思想・良心の自由、21条の表現の自由に該当するものと考えられます。また、個人情報漏えいは、自己情報コントロール権（21条や13条など）を侵害するものです。今回の警察及びシーテック社の行為は、このような憲法上の諸権利を踏みにじるものに他なりません。

私たちは、住民運動・市民運動を有害視・危険視し、これを権力をもってつぶそうとする動きを断じて許すことはできません。今後、あらゆる手段を通じてその違法性を明らかにし、責任追及していく考えであるとともに、風力発電事業を始めとした再生可能エネルギー問題について広く学習し、情報発信と問題提起をしていくことを表明します。

以上